

介護予防と地域支援事業

先月から介護保険や介護予防に関する情報を、地域包括支援センター（元の在宅介護支援センター）よりお届けしています。今回は介護予防の考え方と地域支援事業についてお知らせします。

今 回の法改正では軽度の要介護状態の高齢者に介護予防サービスを提供するとともに、要介護状態になるおそれのある高齢者にも、早い時期から介護予防に取り組むことができるとなりました。

この介護予防とは、高齢者ができるだけだけ要介護状態にならないようにし、たとえ介護が必要になってもそれ以上に悪化しないように維持・改善することを目的としています。

今回新しく創設されたサービスである「地域支援事業」では、これまで老人保健事業や介護予防の観点から行われていた各種事業が再編され、要介護認定を受けていない人にも、介護予防サービスが提供できるようになりました。

このような生活機能が低下している高齢者の把握方法としては、医療機関からの連絡や、保健師などの訪問活動からの実態、住民健診において国が定めた基本チェックリストで判定することにより調査します。

こうして要介護・要支援状態になる恐れがあると判断された高齢者に対しては、ケアプランが作成されデイサービスや運動機能の向上といった介護予防サービスを提供するとともに、一般の高齢者にも健康づくりや生活支援のサービスを提供することで、住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活を継続することを目指します。

▼お問い合わせ
地域包括支援センター係
☎6216021

地域の高齢者

